

運 営 規 程

医療法人 天翔会

鹿児島中央訪問看護ステーション

鹿児島中央訪問看護ステーション運営規程

(事業の目的)

第1条 医療法人天翔会が開設する鹿児島中央訪問看護ステーション（以下「事業所」という。）が行う指定（介護予防）訪問看護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の看護師その他の従業者（以下「看護師等」という。）が、要介護状態または要支援状態にあり、かかりつけの医師が指定（介護予防）訪問看護の必要性を認めた患者に対し、適切な指定（介護予防）訪問看護を提供することを目的とする。

(運営の方法)

第2条 事業所の看護師等は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、全体的な日常動作の維持、回復を図るとともに生活の質の確保を重視した在宅療養が継続できるように支援する。

2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次の通りとする

- (1) 名称 鹿児島中央訪問看護ステーション
- (2) 所在地 鹿児島市薬師一丁目16番5号

(従業者の職種、員数、及び職務内容)

第4条 ステーションに勤務する職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 看護師1名（常勤職員）
管理者は、事業所の従業者の管理及び指定（介護予防）訪問看護の利用の申し込みに
かかわる、調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。
- (2) 看護師等 看護師1名 常勤職員、管理者と兼務
看護師1名以上 （常勤職員）
看護師1名以上 （非常勤職員）
理学療法士1名 （非常勤職員）

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日は 月曜日から土曜日までとする。ただし、
国民の祝日、8月13日から15日まで、12月29日から1月3日までを除く

- (2) 営業時間は午前9時から午後6時までとする。
- (3) 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

(訪問看護の内容)

第6条 指定(介護予防)訪問看護の内容は次のとおりとする。

- (1) 病状・障害の観察
- (2) 清拭・洗髪等による清潔の保持
- (3) 食事及び排泄等日常生活の世話
- (4) 褥瘡の予防・処置
- (5) リハビリテーション
- (6) ターミナルケア
- (7) 認知症患者の看護
- (8) 療養生活や介護方法の指導
- (9) カテーテル等の管理
- (10) その他医師の指示による医療処置

(介護保険法の利用料)

第7条 指定(介護予防)訪問看護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定(介護予防)訪問看護が法定代理受領サービスであるときは、介護保険負担割合証に定める割合の額とする。

(健康保険法の利用料)

第8条

- (1) 訪問看護を提供した場合、医療保険法に基づく本人負担分を徴収する。
- (2) 訪問看護を開始するに当たり、あらかじめ利用者やその家族に対し、その趣旨の理解を得ることとする。
- (3) その他の利用料(医療保険外での自費料金)として次の額を請求する。

訪問時間 60分につき	5,000円
死後の処置	10,000円
- (4) 前項の支払いを受ける場合には、利用者やその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名捺印)を受けることとする。

(その他の利用料)

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、鹿児島市の地域とする。

(緊急時における対応方法)

第10条 看護師等は、訪問看護を実施中に利用者の病状の急変、その他の緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨時緊急の手当てを行うとともに速やかに主治医に連絡し適切な処置を行うこととする。主治医に連絡困難な場合は、救急搬送等の必要な処置を講ずるものとする。なお、看護師等はしかるべき処置をした場合は、速やかに管理者及び主治医に報告しなければならない。

(秘密保持)

第11条 看護師等は、業務上知りえた利用者またはその家族の秘密を保持するものとし、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持しなければならない。

(苦情処理)

第12条 事業所は、提供した指定（介護予防）訪問看護に関する利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、担当職員を置き、解決に向けて調査を実施し、改善の措置を講じ、利用者及び家族に説明するものとする。

(事故発生時の対応)

第13条 事業所は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市、利用者の家族、居宅介護支援事業所等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、サービスの提供に伴って、事業所の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行うものとする。
- 3 事業所は、前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入する。

(個人情報の保護)

第14条 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドランス」を遵守し適切な取り扱いに努める。

- 2 事業所が知りえた利用者の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については、利用者の個人情報は利用者の同意を得る事とし、家族の個人情報は家族の同意を得る事として、文書により同意を得ることとする。

(記録の整備)

第15条 事業所は、設備、備品、職員、会計に関する諸記録を整備し保管を行わなければならない。

- 2 事業所は、利用者に対する指定（介護予防）訪問看護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。
 - (1) 訪問看護の提供の開始に関する主治医による指示の文書
 - (2) 訪問看護計画書
 - (3) 訪問看護報告書
 - (4) 提供した具体的なサービスの内容等の記録
 - (5) 市町村への通知にかかわる記録
 - (6) 苦情の内容等の記録
 - (7) 事故発生時の事故の状況および事故に際してとった処置についての記録

(虐待防止に関する事項)

第16条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため、次の措置を講ずるものとする

- (1) 虐待を防止するためのスタッフに対する研修の実施
 - (2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
 - (3) その他虐待防止のために必要な措置
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該ステーションのスタッフまたは養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合には、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第17条 事業所は、社会的使命を十分認識し、職員の質的向上を図るため研究、研修の機会を設け、また業務体制を整備する。

- 2 この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、医療法人天翔会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、平成12年4月1日より施行する。

附則

この規程は、平18年8月16日より施行する。

附則

この規程は、平成19年6月1日より施行する。

附則

この規程は、平成 25 年 4 月 1 日より施行する。

附則

この規程は、平成 28 年 12 月 1 日より施行する。

附則

この規程は、平成 29 年 5 月 1 3 日より施行する。

附則

この規程は、令和 3 年 8 月 25 日より施行する。

附則

この規程は、令和 5 年 10 月 1 日より施行する。

附則

この規程は、令和 7 年 5 月 15 日より施行する。